

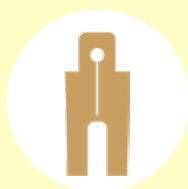
第6次 大野城市総合計画 後期基本計画

第3期大野城市まち・ひと・しごと創生総合戦略
大野城市国土強靱化地域計画



市制50周年記念事業「50年後の大野城市未来予想図」

未来をひらくにぎわいとやすらぎの
コミュニティ都市





ごあいさつ

平成31年に策定した第6次大野城市総合計画基本構想に掲げた都市将来像「未来をひらく にぎわいとやすらぎのコミュニティ都市」の実現に向けて、令和6年度から5年間の後期基本計画が始動します。

前期基本計画の5年間で、時代は令和へと移り、人口減少や少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の発生やデジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

そのような中、大野城市は、令和4年に市制施行50周年を迎え、100年目の未来に向けて歩み出しました。本市は、市制施行時から発展を続け、今では10万人以上の市民が暮らす福岡県の中堅都市となり、長年の夢であった西鉄天神大牟田線の高架化も実現するなど、まちの姿も大きく変わって新たにぎわいの創出が期待されています。

まちの姿や社会情勢が変化する中であっても、大野城市の根幹である、人と人とのつながりを大切にしたコミュニティによるまちづくりを、私たちは変えることなく次の時代へとつないでいかなければなりません。そして、近い将来起こるかもしれない大規模な自然災害や、目まぐるしく変化する社会情勢に迅速に対応し、大野城市に暮らす全ての市民のやすらぎを守り続けていくことが我々の使命でもあります。

これらの諸課題に対し、今回策定した後期基本計画では、子どもから高齢者まで全ての市民が安心して暮らすことができるように、ライフステージごとに今後5年間の目指す姿と取組をお示ししています。また、その取組を確実に実行し、市民の皆様の暮らしを支えるために、持続可能な自治体経営の確立もさらに進めてまいります。

都市将来像「未来をひらく にぎわいとやすらぎのコミュニティ都市」の実現に向けて、職員一丸となり推進してまいります。本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民の皆様や、総合計画審議会、ならびに関係諸団体の皆様方に、心からお礼を申し上げます。

皆様とともに明るく輝かしい未来を創ってまいりましょう。

令和6年3月

大野城市長 **井本実司**





市制
50周年

未来へつなげる
まどかな市



since
1972

ONOHARA
ANNIV

大野

目次

第6次大野城市総合計画基本構想

第1章 基本構想序論

1 基本構想の意義	2
2 目標年度	2

第2章 基本構想本論

1 都市将来像	6
2 都市将来像の実現に向けて	7

第6次大野城市総合計画後期基本計画

第1章 基本計画序論

1 計画策定の趣旨	12
2 後期基本計画の位置付け	12
3 計画の期間	12
4 総合計画の構成	13
5 後期基本計画の構成	13
6 進行管理	13
7 人口推計	14
8 人口ビジョン	17
9 財政フレーム	18
10 土地利用	20
11 政策体系	22
12 総合計画とSDGsとの関係性	24

第2章 基本計画本論

1	乳幼児期	
01	安心して妊娠・出産ができる環境を整える	34
02	安心して子育てができる環境を整える	36
03	こどもたちのすこやかな成長を支援する	38
04	すべてのこどもに必要な支援を行う	40
2	児童・少年期	
01	こどもたちの生きる力を育む	44
02	学校教育環境を充実させる	46
03	児童生徒に寄り添った支援を行う	48
04	こどもたちが健全に成長できる環境を整える	50
3	青年期	
01	未来を担う若者を育成する	54
02	心豊かで活力ある生活を支援する	56
03	心身ともにすこやかな生活を支援する	58
04	家庭と仕事の両立を支援する	60
4	壮年期	
01	コミュニティ活動に参画できる体制をつくる	64
02	生活を充実させるための環境をつくる	66
03	すこやかで心豊かな生活を支援する	68
04	家庭と仕事の両立を支援する	70

5	高齢期	
01	地域で活躍できる環境を整える	74
02	いつまでもすこやかで心豊かな生活を支援する	76
03	高齢者が安心して暮らせる環境を整える	78
04	ともに支え合う地域をつくる	80
6	全世代に向けて	
01	地域と行政が共働し、「まどか」なまちをつくる	84
02	人権を尊重し、男女共同参画を推進する	86
03	地域住民や民間団体と協力して、地域の福祉課題に取り組む	88
04	安全で安心して暮らせるまちをつくる	90
05	市民総ぐるみで共生・循環型社会を構築する	92
06	持続可能で機能的な都市空間をつくる	94
07	活気あふれるまちをつくる	96
08	歴史と文化を大切に、「ふるさと意識」を醸成する	98
09	大野城市を知ってもらい、好きになってもらう	100
10	市民ファーストな窓口サービスを提供する	102
7	自治体経営方針	
01	人材育成と戦略的な組織運営	106
02	法令に基づく適正な行政運営の推進	108
03	公共施設マネジメントの推進と公有財産の適正な管理運営	110
04	都市空間の長期的な維持管理戦略	112
05	生活に欠かせない水の安定供給と快適な下水道の提供の維持	114
06	適正かつ公平な課税と健全な財政運営	116
07	自治体DXの推進	118
08	透明性と公平性の高い行財政運営	120

大野城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 第3期大野城市まち・ひと・しごと創生総合戦略について	124
------------------------------------	-----

大野城市国土強靱化地域計画

第1章 はじめに.....	129
第2章 地域強靱化の基本的な考え方.....	130
第3章 脆弱性評価.....	131
第4章 強靱化施策の取組方針.....	143

資料編

1 策定経過.....	148
2 策定体制.....	150
3 大野城市総合計画審議会条例.....	151
4 総合計画審議会.....	153
5 総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム.....	154
6 市民満足度アンケート.....	155
7 進行管理アンケート.....	163
8 市民ワークショップ.....	165
9 中学生ワークショップ.....	167
10 総合計画に掲載した絵の紹介.....	169

**第6次
大野城市総合計画
後期基本計画**

第1章

基本計画序論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年度に「第6次大野城市総合計画(以下、総合計画)(計画期間:平成31年度から令和10年度まで)」を策定しました。この総合計画の基本構想において、目指すべき都市将来像と4つの政策を掲げ、その実現に向けて、第6次大野城市総合計画前期基本計画(以下、前期基本計画)(計画期間:平成31年度から令和5年度まで)」に基づいたまちづくりを進めてきました。

令和5年度に、前期基本計画が満了することに伴い、前期基本計画の進捗状況や本市の現状と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな課題に対応し、持続可能な市政運営を行うために、令和6年度からの「第6次大野城市総合計画後期基本計画(以下、後期基本計画)」を策定するものです。

2 後期基本計画の位置付け

後期基本計画は、基本構想に掲げる都市将来像の実現に向け、今後5年間の市政運営の基本となるものです。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づく「大野城市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略)」は人口減少の克服・地方創生に着目した取組、国土強靱化基本法に基づく「大野城市国土強靱化地域計画(以下、国土強靱化地域計画)」は災害対策の総合的な指針を定めています。

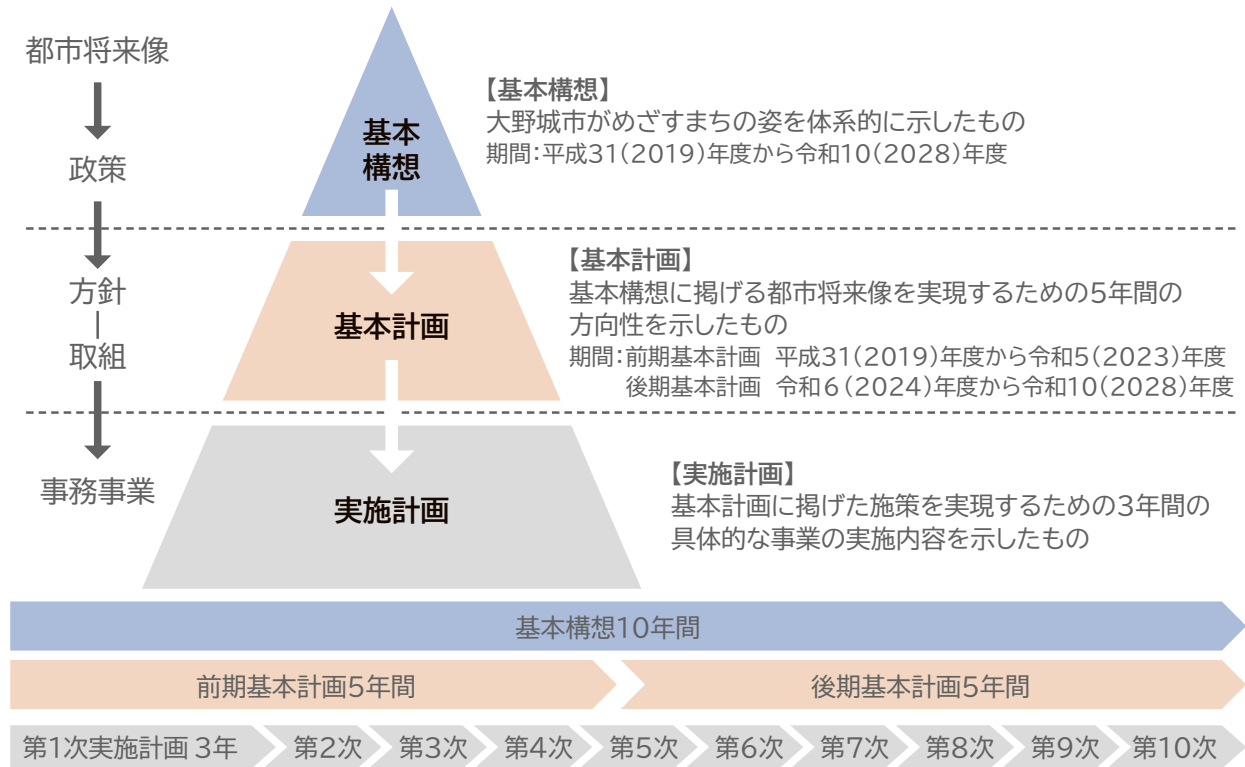
これらの計画等はいずれも分野横断的な計画であることから、一体的に策定することで市として目指すべき方向性の整合を図り、地方創生と安全安心な地域・経済社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するものです。

3 計画の期間

後期基本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 総合計画の構成

総合計画は、本市が目指すまちの姿を体系的に示した基本構想と、基本構想に掲げる都市将来像を実現するための5年間の方向性を示す基本計画、基本計画に掲げた取組を実現するために3年間の具体的な事業の内容を示す実施計画から構成されます。



5 後期基本計画の構成

後期基本計画は、本市の取組を市民のライフステージに応じた取組と、その取組の実行性を確実に支えるための自治体経営の取組に整理しています。

●市民のライフステージ

乳幼児期、児童・少年期、青年期、壮年期、高齢期と、世代を限定しない全世代ごとに市の取組を整理しています。

●自治体経営

ヒト・モノ・カネ・情報などの経営資源ごとに市の取組を整理しています。

6 進化管理

後期基本計画では、各ライフステージと自治体経営方針ごとに、目指す姿と成果指標を設定し、その進捗を管理しながら計画を実行します。

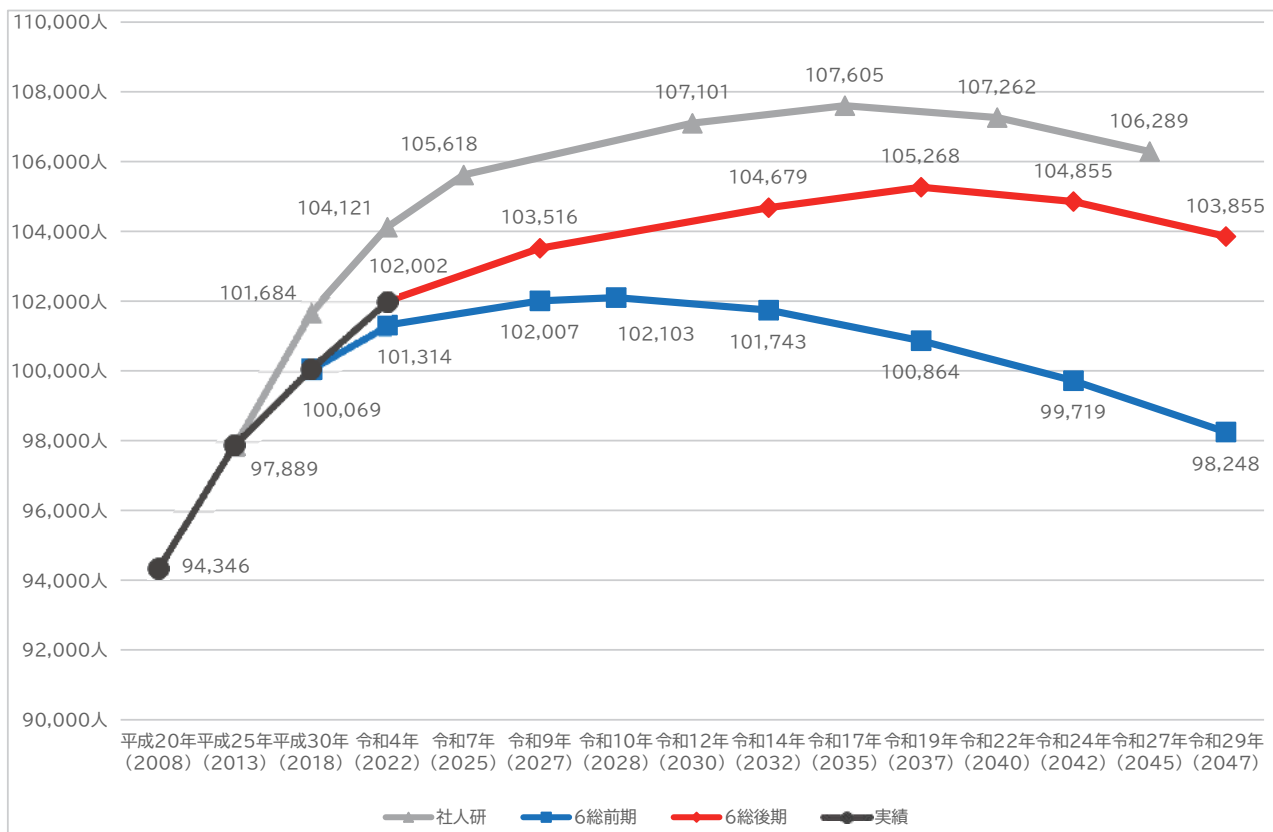
7 人口推計

(1) 市全体の人口推計

わが国の総人口は平成20年をピークに減少に転じましたが、本市の人口は、これまで一貫して増加を続け、平成28年には、10万人に到達しました。

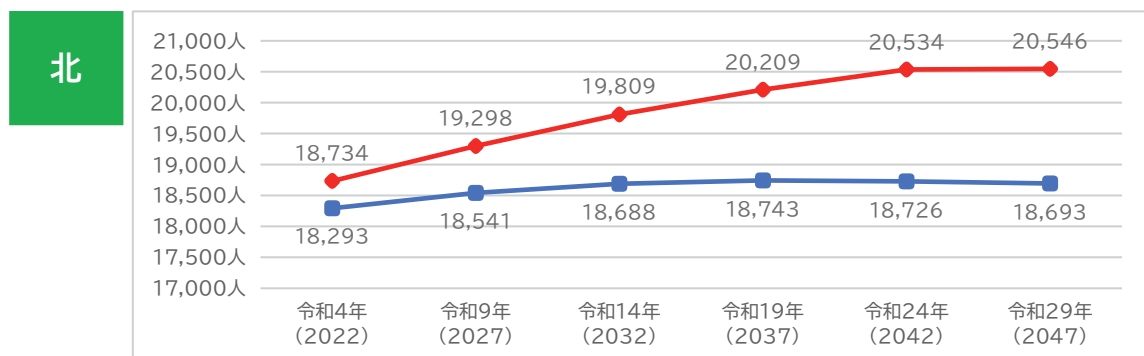
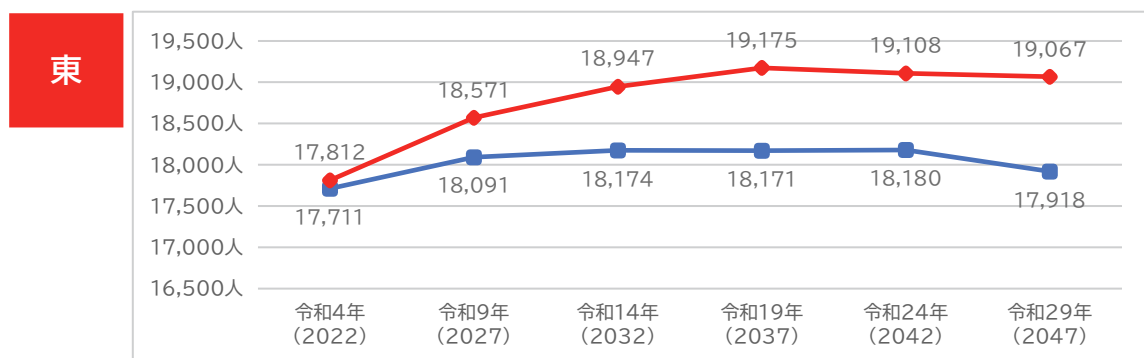
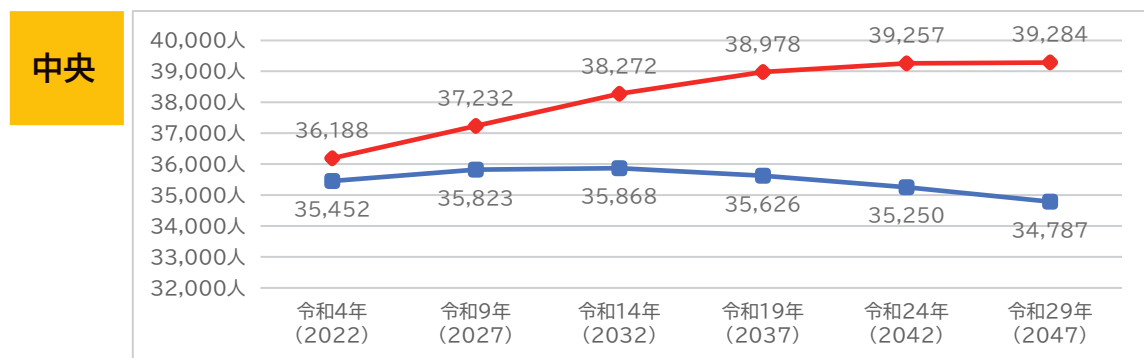
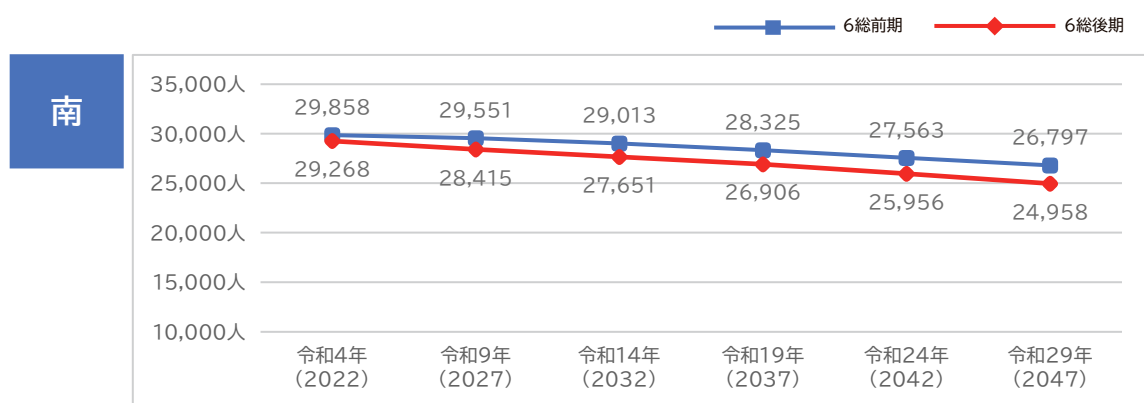
今後の人口予測については、コーホート要因法による推計の結果、令和19(2037)年の105,268人まで増加し、その後、緩やかに減少していく見込みです。

【人口推計(第6次総合計画前期及び国立社会保障・人口問題研究所との比較(総人口))】



(2)地区コミュニティ別の推計

地区コミュニティ別では、高齢化が進む南地区コミュニティは人口が減少していく見込みとなっていますが、その他の中央地区コミュニティ、東地区コミュニティ、北地区コミュニティでは、今後も人口が増加する見込みとなっています。

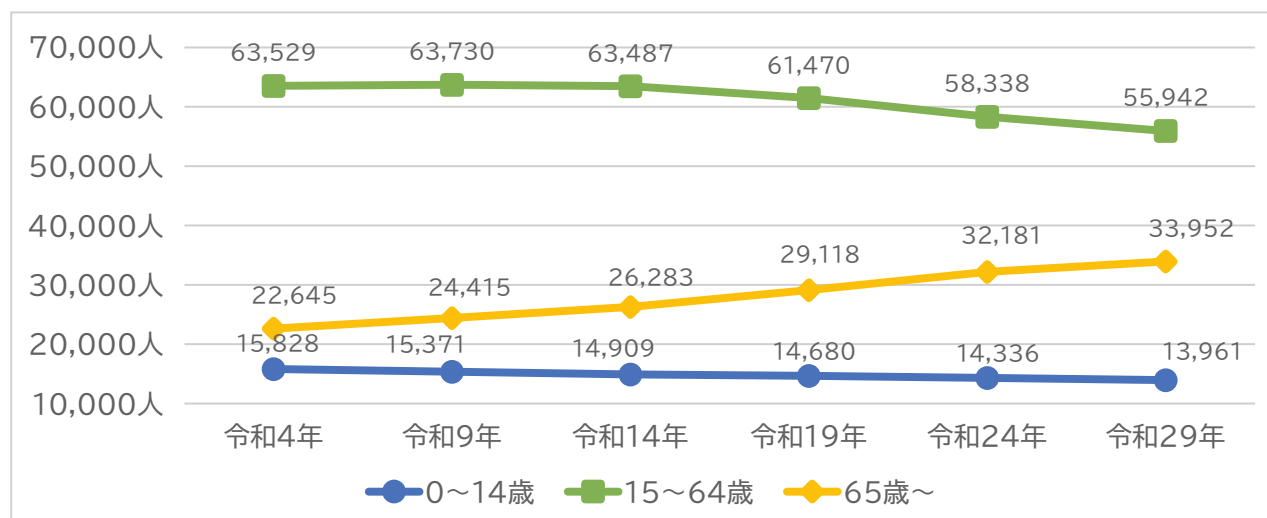
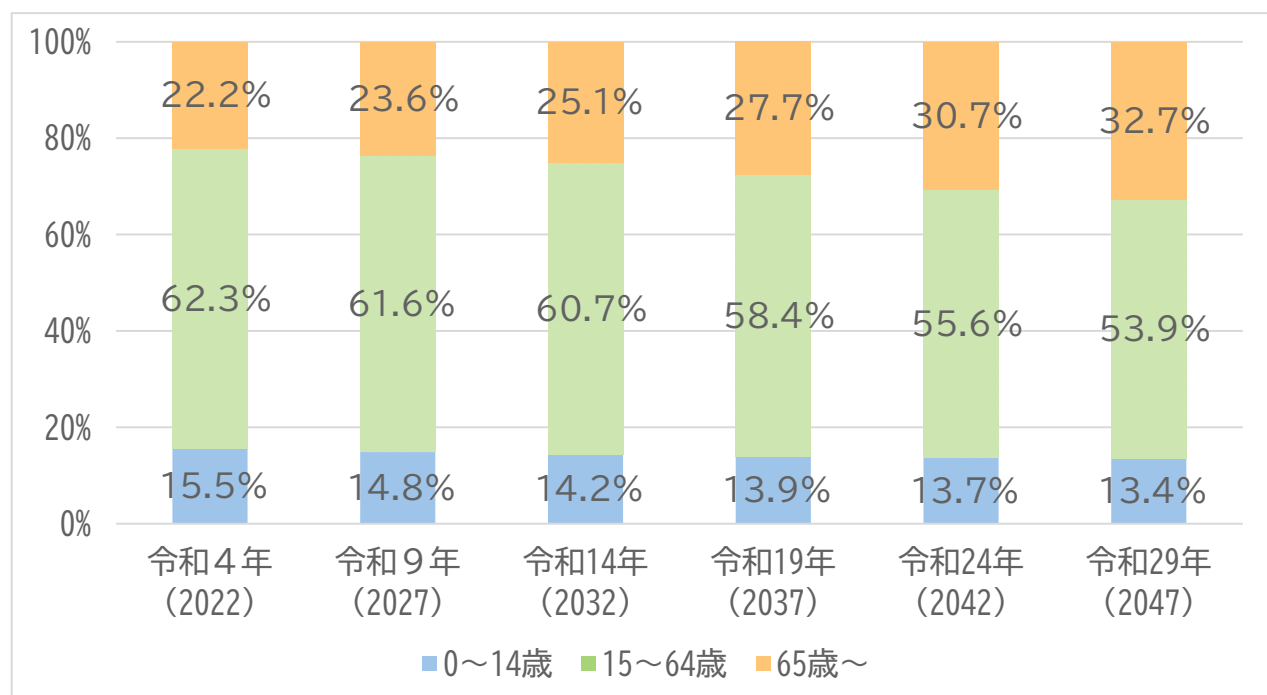


(3) 年齢別人口構成

本市の人口は、令和19(2037)年まで増加する見込みですが、年齢別人口構成をみると、全国平均に比べて緩やかではあるものの、本市においても少子高齢化が進んでいく見込みです。

14歳以下の年少人口は、令和4年の15.5%から令和29年には13.4%まで減少し、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は、62.3%から53.9%まで減少する見込みです。一方、65歳以上の高齢人口の割合は、令和4年の22.2%から令和29年には32.7%まで増加する見込みとなっています。

【年齢別人口割合】



8 人口ビジョン

本市の人口は、今後、令和19(2037)年の105,268人をピークに減少に転じ、その後、10万人を割る見込みとなっています。

出生・死亡に関わる自然動態と転入・転出に関わる社会動態などの人口移動の改善につなげるための取組を進め、

「10万都市 大野城」

を維持します



9 財政フレーム

基本計画に掲げた各種施策を着実に推進するため、計画期間における財政フレーム(総枠)を設定しました。

この財政フレームは、一定の仮定のもとでの推計であることから、今後、わが国の社会・経済情勢、少子高齢化などに伴う社会保障制度の見直しや、地方財政制度の動向などに大きく左右されることも考えられます。

●歳入(会計年度内の収入)

(単位:百万円)

歳入科目	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
市税	14,647	14,774	15,024	15,279	15,355	15,584
譲与税・交付金	3,269	3,302	3,335	3,368	3,402	3,436
地方交付税	4,018	3,759	3,676	3,641	3,520	3,441
国庫支出金	7,971	7,973	9,199	8,727	8,270	8,399
県支出金	3,206	3,295	3,280	3,271	3,340	3,378
繰入金	3,326	2,985	3,339	2,494	2,064	1,969
市債	1,902	3,849	4,073	2,748	2,409	1,902
その他(使用料・手数料、諸収入など)	4,085	3,998	3,896	3,883	3,872	3,833
歳入総額	42,424	43,935	45,822	43,411	42,232	41,942

●歳出(会計年度内の支出)

(単位:百万円)

歳出科目	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
人件費	5,610	5,841	5,953	5,873	5,888	5,896
扶助費	11,881	12,291	12,721	12,886	13,064	13,252
公債費	2,934	2,742	2,617	2,511	2,342	2,195
物件費	6,196	6,095	6,900	5,903	5,902	6,020
補助費等	5,803	5,433	5,492	5,592	5,713	5,728
投資的経費	3,376	6,014	6,891	5,344	3,976	3,440
その他(繰出金、積立金等)	6,624	5,519	5,248	5,302	5,347	5,411
歳出総額	42,424	43,935	45,822	43,411	42,232	41,942

※歳入、歳出は、決算見込額を示しています。

本市では、市債の借入れは地方交付税措置があるものを優先的に活用することを財政運営の基本方針としています。また、時期を逸することなく、事業を実施する必要がある場合には、地方交付税措置のない市債や基金の活用を検討し、世代間負担の平準化を図りながら、健全な財政運営に努めます。

●市債現在高・基金現在高の推移

(単位:百万円)

	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
市債現在高	17,699	18,856	20,379	20,696	20,843	20,634
基金現在高	14,005	13,317	12,270	12,067	12,297	12,642

●財政指標などの見込み

	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
財政力指数	0.78	0.79	0.80	0.81	0.81	0.82
経常収支比率(%)	88.5	89.2	90.2	86.4	86.6	86.1
実質公債費比率(%)	2.7	2.7	2.6	2.5	2.0	1.5

《用語説明》

●財政力指数

普通交付税の算定基礎となる数値で、地方公共団体が標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるかを表した指標。3カ年の平均値が高いほど財政力が強く、1.00以上(単年度)の団体は、普通交付税の不交付団体となる。

●経常収支比率

税収や地方交付税などの経常的な収入が、人件費・扶助費・公債費などの経常的な経費にどの程度充てられたかを示す比率。この比率が低いほど財政構造に弾力性があるとされる。

●実質公債費比率

公債費の財政負担を示す指標で、普通会計に公営事業会計、一部事務組合を含めた公債費が、標準的一般財源の規模に占める比率。比率が18%以上は、起債発行に国の許可が必要になり、25%以上は起債発行に制限を受けることとなる。

10 土地利用

土地は、現在及び将来にわたって市民生活や経済活動の基盤になるものです。本市がめざす都市将来像の実現のためには、限られた資源である土地を有効に利用していく必要があります。基本計画では、本市の自然環境や地理的条件、土地利用の現状、人口推計を踏まえながら、土地利用の基本方針を次のとおりとします。

- 西鉄連続立体交差事業完了後の駅前や高架下を中心ににぎわいを形成し、活力あるまちづくりを進めます。
- 水害や地震などの自然災害を教訓とし、防災機能が整った、災害に強いまちづくりを進めます。
- にぎわいと快適な居住環境、そして自然環境が共生するまちづくりを進めます。
- 自然環境を保護すべき区域では、無秩序な開発を行わず、自然を保全するための取組を強化します。

上記の基本方針を踏まえ市域を4つの地域に区分し、計画的に整備をします。

中心市街地地域

鉄道駅を核とし、商業・サービス業施設と中高層の共同住宅が集積する市街地と、旧集落を含む既成市街地が広がる利便性の高い地域です。駅前や高架下のにぎわいある空間と、既成市街地における住環境が調和する地域とします。

住居地域

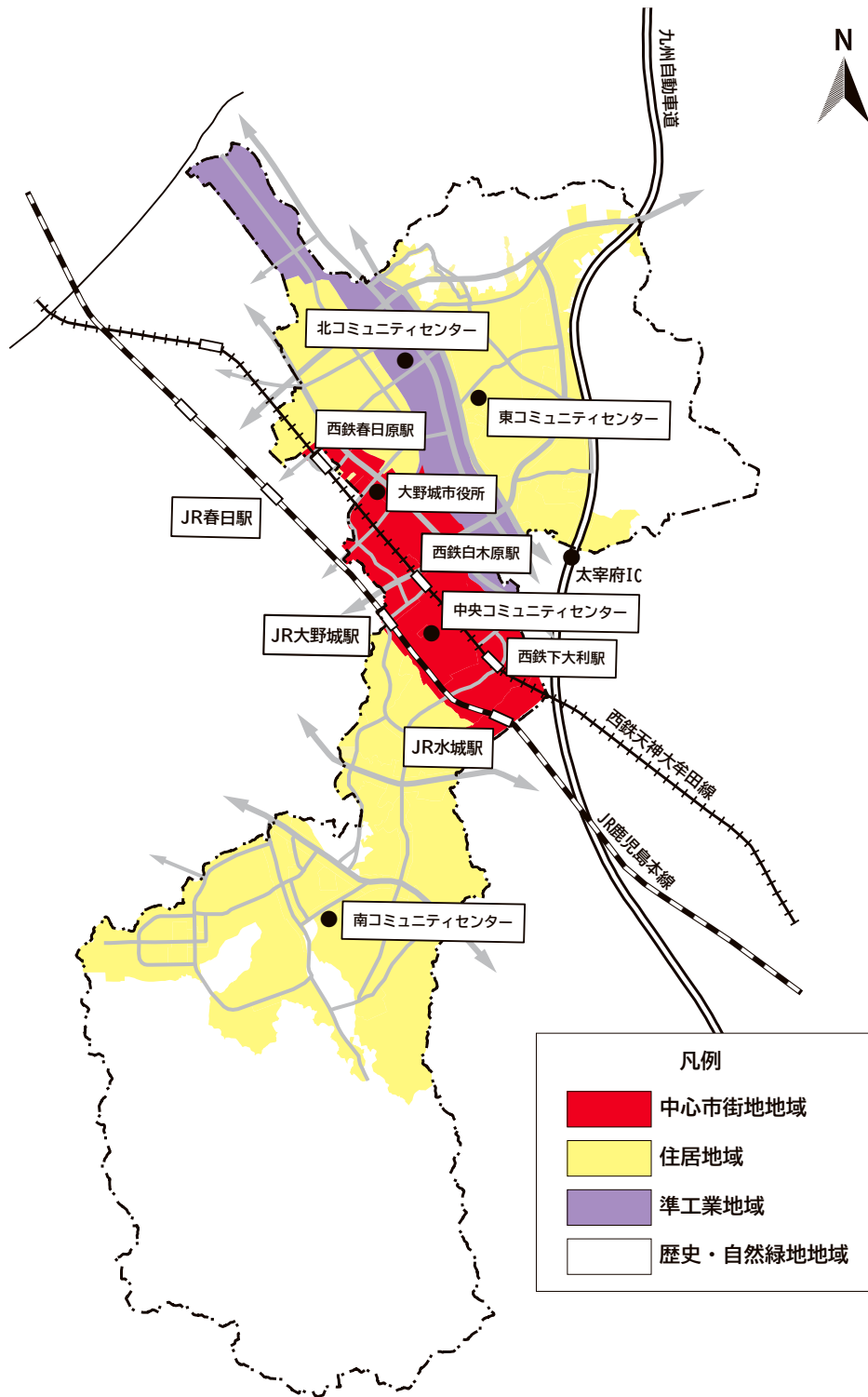
幹線道路沿いに事業所、店舗、共同住宅などが連なり、郊外にはゆとりある住居が広がる地域です。幹線道路沿いの中高層建築物と郊外の低層住宅が調和した利便性と快適な居住環境が共存する地域とします。

準工業地域

国道3号に沿った地域で、福岡空港、太宰府インターチェンジとのアクセスが良く、事業所・店舗などが立地する地域です。このアクセスの良さをいかした、産業活動の充実を図る地域とします。

歴史・自然緑地地域

国指定史跡の大野城跡や四王寺山・牛頸山に代表される森林等が位置する地域です。これらの資源を大切に保全し、いかしていく地域とします。



●市街化区域（着色）

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

●市街化調整区域（無色）

市街化を抑制すべき区域のこと。

人口減少・少子高齢化においても持続可能な都市づくりを目指し、市街化区域の拡大を必要最小限に抑えることを基本とする。

11 政策体系

ライフステージ

ライフステージの
ビジョン

ライフステージ
ごとの
方針・取組

ライフステージ

全世代ビジョン

方針・取組

自治体経営方針

ビジョン

方針・取組



乳幼児期
(0歳～5歳)



児童・少年期
(6歳～17歳)

笑顔があふれる未来を創る

1 安心して妊娠・出産ができる環境を整える

- 1-1 産前産後を支える相談・支援体制の充実
- 1-2 妊産婦や新生児の健康支援の推進

2 安心して子育てができる環境を整える

- 2-1 保育環境の整備と教育・保育の質の向上
- 2-2 子育ての経済的負担の軽減

3 こどもたちのすこやかな成長を支援する

- 3-1 地域に根差した親子時間の充実支援
- 3-2 すこやかな成長を見守る相談支援体制の推進

4 すべてのこどもに必要な支援を行う

- 4-1 こどもが安心して生活できる環境の確保
- 4-2 障がいのあるこども等への支援
- 4-3 ひとり親家庭等への支援

豊かな個性が輝く未来を創る

1 こどもたちの生きる力を育む

- 1-1 学校教育の充実
- 1-2 共育の推進と多様な教育機会の提供
- 1-3 文化・スポーツに触れる機会の創出

2 学校教育環境を充実させる

- 2-1 充実した教材教具の整備
- 2-2 保健衛生・給食・就学援助の充実
- 2-3 教育委員会と学校現場の円滑な運営

3 児童生徒に寄り添った支援を行う

- 3-1 特別な支援が必要なこどもへの支援
- 3-2 いじめ対策と不登校支援の実施

4 こどもたちが健全に成長できる環境を整える

- 4-1 こどもの居場所づくり
- 4-2 相談支援・医療・経済的支援の実施

全世代に向けて

地域の伝統と都市の発展が調和した持続可能な未来を創る

1 地域と行政が共働し、「まどか」なまちをつくる

- 1-1 持続可能な地域社会の構築
- 1-2 公益活動の活性化
- 1-3 多文化共生と国際交流の推進

2 人権を尊重し、男女共同参画を推進する

- 2-1 人権が尊重される差別のない明るいまちづくり
- 2-2 性別にとらわれず活躍できる社会の実現

3 地域住民や民間団体と協力して、地域の福祉課題に取り組む

- 3-1 互いに助け合い・補い合う地域社会の実現
- 3-2 誰もが安心して日常生活を送ることができる

4 安全で安心して暮らせるまちをつくる

- 4-1 消防・防災に関する一人一人の意識向上
- 4-2 安全に暮らすための防災・減災対策
- 4-3 犯罪が起きにくいまちづくり

自治体経営方針

公平公正で持続可能な自治体運営

1 人材育成と戦略的な組織運営

- 1-1 多様化・高度化する行政需要に対応できる人材の育成
- 1-2 働き方改革の推進
- 1-3 時代のニーズに応える組織運営

2 法令に基づく適正な行政運営の推進

- 2-1 適正な事務執行
- 2-2 公金の適正管理

3 公共施設マネジメントの推進と公有財産の適正な管理運営

- 3-1 公共施設の適正管理と計画的な更新
- 3-2 教育施設や設備の充実

4 都市空間の長期的な維持管理戦略

- 4-1 道路・橋梁・水路等の適切な維持管理と整備
- 4-2 公園・緑地の適切な維持管理と整備



青年期 (18歳～39歳)

夢を持ち活力ある未来を創る

1 未来を担う若者を育成する

- 1-1 次世代リーダーの育成
- 1-2 地域参画への第一歩

2 心豊かで活力ある生活を支援する

- 2-1 文化学習活動の推進
- 2-2 スポーツを続けられる環境づくり

3 心身ともにすこやかな生活を支援する

- 3-1 将来を見据えた健康づくり
- 3-2 社会保障制度の適正運営

4 家庭と仕事の両立を支援する

- 4-1 仕事と子育ての両立の支援
- 4-2 固定的な性別役割分担意識の解消



壮年期 (40歳～64歳)

自分らしく 希望に満ちた未来を創る

1 コミュニティ活動に参画できる体制をつくる

- 1-1 コミュニティ活動への参画促進
- 1-2 多様な主体が交流できる場の創出

2 生活を充実させるための環境をつくる

- 2-1 文化学習活動の推進
- 2-2 スポーツ活動の推進

3 すこやかに心豊かな生活を支援する

- 3-1 健康づくりの推進
- 3-2 生活習慣病の対策
- 3-3 社会保障制度の適正運営

4 家庭と仕事の両立を支援する

- 4-1 子育て・家族介護者への支援
- 4-2 固定的な性別役割分担意識の解消
- 4-3 生活保障と自立支援の充実



高齢期 (65歳～)

心豊かで 生きがいある未来を創る

1 地域で活躍できる環境を整える

- 1-1 文化やスポーツを通した生きがいづくり
- 1-2 社会活動による地域でのつながりづくり

2 いつまでもすこやかに心豊かな生活を支援する

- 2-1 市民に寄り添った健康サポート
- 2-2 適正な医療保険制度の運営

3 高齢者が安心して暮せる環境を整える

- 3-1 安心して在宅生活を送るための取組
- 3-2 生活の困りごとを助ける事業
- 3-3 適正な介護保険の運営

4 ともに支え合う地域をつくる

- 4-1 日常生活における地域課題の解決
- 4-2 認知症を理解し認め支え合うまちづくり



5 市民総ぐるみで 共生・循環型社会を構築する

- 5-1 ゼロカーボンの推進
- 5-2 快適な生活環境の確保
- 5-3 自然環境と生物多様性の保全

6 持続可能で機能的な 都市空間をつくる

- 6-1 地域特性に応じた質の高い都市空間の創出
- 6-2 快適に利用できる道路・交通体系の構築

7 活気あふれるまちをつくる

- 7-1 農業の振興
- 7-2 商工業の振興

8 歴史と文化を大切にし、 「ふるさと意識」を醸成する

- 8-1 歴史と文化の活用
- 8-2 心のふるさと館を核としたまちづくり

9 大野城市を知ってもらい、 好きになってもらう

- 9-1 シティプロモーションの展開
- 9-2 情報発信の強化

10 市民ファーストな窓口サービスを 提供する

- 10-1 市民に便利な窓口サービスの提供
- 10-2 窓口のデジタル化の推進



5 生活に欠かせない水の安定供給 と快適な下水道の提供の維持

- 5-1 安全で安心な水道水の安定供給
- 5-2 快適で安心な暮らしを支える下水道
- 5-3 上下水道の安定経営の持続

6 適正かつ公平な課税と 健全な財政運営

- 6-1 健全な財政運営
- 6-2 適正な課税と収納業務の実施

7 自治体DXの推進

- 7-1 市民の暮らしを豊かにするスマートシティの実現
- 7-2 行政運営の高度化・効率化の推進

8 透明性と公平性の高い 行財政運営

- 8-1 監査機能の充実
- 8-2 選挙の適正な執行
- 8-3 議会活動の支援及び情報発信の充実

12 総合計画とSDGsとの関係性

(1)SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本においてもアクションプラン2023を作成し、2030年の目標達成に向けて、国や企業、団体等が取組を進めています。

(2)大野城市におけるSDGsの取組

大野城市が目指す都市将来像「未来をひらく にぎわいとやすらぎのコミュニティ都市」とそれに基づき推進する取組は、その多くがSDGsの理念と合致していることから、総合計画の推進を通して、SDGsの目標達成に貢献していきます。本冊子では、総合計画に掲げる各方針・取組とSDGsとの関連性を記載しています。



SDGsの17の目標



【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



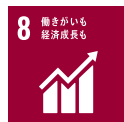
【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性のエンパワメントを行う



【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代のエネルギーへのアクセスを確保する



【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



【持続可能な生産と消費】
持続可能な生産消費形態を確保する



【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



【海洋資源】
持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する














【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第6次大野城市総合計画の取組とSDGsの関係図

		SDGs 17の目標					
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
ライフステージ	方針	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
乳幼児期	1 安心して妊娠・出産ができる環境を整える		●	●			
	2 安心して子育てができる環境を整える	●			●	●	
	3 こどもたちのすこやかな成長を支援する	●	●	●	●		
	4 すべてのこどもに必要な支援を行う	●		●			
児童・少年期	1 こどもたちの生きる力を育む				●		
	2 学校教育環境を充実させる	●	●		●		
	3 児童生徒に寄り添った支援を行う				●		
	4 こどもたちが健全に成長できる環境を整える	●	●	●	●		
青年期	1 未来を担う若者を育成する				●		
	2 心豊かで活力ある生活を支援する				●		
	3 心身ともにすこやかな生活を支援する	●	●	●			
	4 家庭と仕事の両立を支援する					●	
壮年期	1 コミュニティ活動に参画できる体制をつくる						
	2 生活を充実させるための環境をつくる				●		
	3 すこやかで心豊かな生活を支援する	●	●	●			
	4 家庭と仕事の両立を支援する	●				●	
高齢期	1 地域で活躍できる環境を整える				●		
	2 いつまでもすこやかで心豊かな生活を支援する	●		●			
	3 高齢者が安心して暮らせる環境を整える	●		●			
	4 ともに支え合う地域をつくる						
全世代	1 地域と行政が共働し、「まどか」なまちをつくる						
	2 人権を尊重し、男女共同参画を推進する					●	
	3 地域住民や民間団体と協力して、地域の福祉課題に取り組む	●					
	4 安全で安心して暮せるまちをつくる	●					
	5 市民総ぐるみで共生・循環型社会を構築する						●
	6 持続可能で機能的な都市空間をつくる						
	7 活気あふれるまちをつくる		●				
	8 歴史と文化を大切に、「ふるさと意識」を醸成する				●		
	9 大野城市を知ってもらい、好きになってもらう						
	10 市民ファーストな窓口サービスを提供する						
自治体経営	1 人材育成と戦略的な組織運営						
	2 法令に基づく適正な行政運営の推進						
	3 公共施設マネジメントの推進と公有財産の適正な管理運営				●		
	4 都市空間の長期的な維持管理戦略						
	5 生活に欠かせない水の安定供給と快適な下水道の提供の維持						●
	6 適正かつ公平な課税と健全な財政運営						
	7 自治体DXの推進						
	8 透明性と公平性の高い行財政運営						

SDGs 17の目標

	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
											
		●		●							
										●	
										●	
					●						●
				●							
					●						●
	●	●		●	●						●
				●	●						●
		●		●	●						●
	●	●	●		●	●	●	●	●		
			●		●						
	●	●	●		●	●			●		
					●						●
		●								●	
										●	
	●				●						●
			●		●						
					●						
			●							●	●
										●	